

特別史跡及び特別名勝「巖島」内における無許可の舗装工事に係る再発防止に向けた今後の取組について

1 要旨

県西部建設事務所廿日市支所が発注した舗装補修工事において、文化財保護法に基づく現状変更許可を得ずに工事を施工した。今後のこのようなことが起こらないように再発防止に向けた取組を進める。

2 経緯

	時期	内容
1	R4. 9. 28	県から「文化財保護法に基づく現状変更」の事前協議開始（1回目）
2	R4. 10. 3	廿日市市から協議の回答（許可申請：不要）
3	R5. 1. 31	県から工事範囲の変更に伴う事前協議開始（2回目）
4	R5. 2. 6	廿日市市から協議の回答（許可申請：必要）
5	R5. 2. 17	（県）工事着手
6	R5. 3. 22	廿日市市から未申請のまま工事しているとの連絡がある
7	R5. 3. 23	県がこれまでの経緯についての顛末書提出
8	R5. 3. 24	県が許可申請書の提出
9	R5. 4. 13	（県）工事完了
10	R5. 4. 19	廿日市市から改めて原因と再発防止策を記載した顛末書の提出要請あり
11	R5. 5. 10	県が許可証の受領（許可日 令和5年4月1日付け）

3 概要

(1) 原因

R5. 2. 6（経緯4）に文化財保護法に基づく現状変更の許可申請が必要との回答があったにもかかわらず工事着手したことについて、次の事項が不適切であった。

- 1回目の事前協議で許可申請が不要であり、2回目は工事の延長のみの変更であったため、2回目の結果も不要の回答であると思い込み、関係するいずれの職員も回答内容を十分確認していなかった。
- 令和4年度から二重でチェックする体制をとっていたにもかかわらず、機能が不十分であった。

(2) 今後の対応（実施内容）

ア 責任の明確化

許可申請に必要な手続きを着実に実施するため、各プロセスにおける責任者として、事前協議は主務課長、許可申請は支所長として改めて明確にする。

イ 事前協議の充実

1回目の事前協議の際に、申請内容について許可権者と共通認識が得られるよう、今後の事前協議の際には、協議資料により工事内容が明確に伝わる資料を作成する。

ウ 許可権者との申請状況確認を徹底

これまでの県内部の二重チェックに加えて、協議の経過において、許可権者と申請者の間で、逐次申請状況の確認を行うことで、確実な手続きを進める。

エ 法令遵守の徹底（手続きの流れの再確認）

文化財保護法の現状変更に係る手続きについて、改めて職員研修を実施するとともに、手続き方法の再確認を行う。

(参考) 工事の状況

着工前



完成後

